

JPNIC・JIPACシンポジウム  
「ドメイン名紛争の解決 - JP-DRP制定25年：  
ブランド・商標とインターネットの交錯」  
2026年1月23日（金）**第2部**  
**JP-DRP紛争処理**  
**における争点概観**

---

日本知的財産仲裁センター（JIPAC）運営委  
員JIPAC・WIPO・ADNDRCパネリスト候補者  
弁護士 山口裕司（大野総合法律事務所）

---

## 第2部でご説明したいこと

### ◆JP-DRP4条a項に定める3つの要件

#### ◆第1要件

- ★「商標その他表示」－登録商標・商品等表示・個人の氏名
- ★「混同を引き起こすほどの類似性」の判断

#### ◆第2要件…登録者の権利または正当な利益

- ★4条c項に定める第2要件を認定するための事情
- ★一応の推定 (prima facie)

#### ◆第3要件…不正な目的での登録または使用

- ★4条b項に定める第3要件を認定するための事情
- ★非活動的所有 (passive holding)

#### ◆Reverse Domain Name Hijacking

#### ◆陳述・書類の追加提出

#### ◆申立人の立証が不十分であれば、棄却裁定

#### ◆移転・取消裁定が出ても、裁判所への出訴が可能

#### ◆参考資料…WIPO Overview 3.0とJP-DRP解説（改訂版）

## ドメイン名紛争の例

★JP2000-0002 (最初の裁定)

申立人 (NTT関連会社)

「goo.ne.jp」

1997年2月12日登録

検索情報サイト

1997年3月27日開設

**GOO**  
グー

**goo**

1999年商標登録

2000年11月

20日申立て

移転を  
求める

登録者

「goo.co.jp」

1996年8月16日登録

アダルトサイト

1999年9月頃から転送に使用

2001年2月5日 パネル(3人)裁定

- ◆ 「goo.co.jp」が申立人商標及び  
申立人のgooサイトの表示と類似
- ◆ 登録者は権利又は正当な利益なし
- ◆ 不正の目的で使用されている

## JPドメイン名紛争処理方針4条a項

### a. 適用対象となる紛争

第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従つて紛争処理機関に対し、以下の申立てがあったときには、登録者はこのJPドメイン名紛争処理手続に従うものとする。

- (i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (ii) 登録者が、当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していないこと
- (iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

このJPドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら三項目のすべてを立証しなければならない。

## 「商標その他表示」「混同を引き起こすほどの類似性」

## JPドメイン名紛争処理方針4条c項

### c. 登録者がドメイン名に関する権利または正当な利益を有していることの証明

申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人及び登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条a項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

- (i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき
- (ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき
- (iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき

## JPドメイン名紛争処理方針4条b項

### b. 不正の目的で登録または使用していることの証明

紛争処理機関のパネルが、本条a項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

- (i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき
- (ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき
- (iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき
- (iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたは他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき

## 「不正の目的」・Reverse Domain Name Hijacking

★非活動的所有 (passive holding) でも「不正の目的」が認められる (WIPO Overview 3.0第3.3項参照)

★商標その他表示について「権利または正当な利益」を取得する前にドメイン名が登録されていても、例外的に「不正の目的」を認定できる場合もある (WIPO Overview 3.0第3.8.2項参照)

★JP-DRP手続規則15条(e)項第4文

もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為、または登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による申立てであり、このJPドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければなければならない。

★JPドメイン名紛争処理では、JP2017-0001 (別れさせ屋.JP(第1)事件) でしか議論されたことはない。

## 陳述・書類の追加提出

- ★原則は、申立書と答弁書の提出だけ
- ★パネルの裁量で、陳述・書類の追加提出要求ができる（JP-DRP規則12条）
- ★手続開始後に、ウェブサイトが変更されたり、登録者との交渉が始まったりすることがあり、当事者から、陳述・書類の追加提出の要求を求める上申がなされることがある。
- ★パネリストは、就任してすぐに、陳述・書類の追加提出を認めるかどうかを決めて、（両当事者に提出を求めるか、一方当事者だけに提出を求めるかや提出期限も検討して、）手続命令を出すことになる。

## 棄却事例

- ★申立人の立証が不十分であれば、棄却裁定

☆(参考) Panel: “Not Unnatural for a Domain Name Not to Resolve, 9 Days Post-registration”

# 裁判所への出訴と訴訟上の請求の立て方

GOO.CO.JP JP2000-0002	登録ドメイン名使用権確認請求⇒紛争処理方針	東京地裁平成14年4月26日判決(請求棄却) 東京高裁平成14年10月17日判決(控訴棄却)
SONYBANK.CO.JP JP2001-0002	ドメイン名所有権確認請求⇒紛争処理方針	東京地裁平成13年11月29日判決(訴え却下) ※
MP3.CO.JP JP2001-0005	不正競争行為使用差止請求権不存在確認等請求⇒不正競争防止法	東京地裁平成14年7月15日判決(請求認容)
IYBANK.CO.JP JP2001-0010	ドメイン名登録確認等請求⇒紛争処理方針	東京地裁平成14年5月30日判決(一部請求棄却、その余の請求部分の訴え却下) ※
CITIBANK.JP JP2011-0011	ドメイン名に対する商標法上の使用差止請求権の不存在確認請求⇒紛争処理方針	東京地裁平成25年2月13日判決(訴え却下) 知財高裁平成25年7月17日判決(控訴棄却) ※
WYNN.CO.JP JP2016-0001	ドメイン名使用差止請求権不存在確認請求⇒不正競争防止法	東京地裁平成29年3月14日判決(請求棄却) 知財高裁平成29年9月27日判決(控訴棄却)
VENOSAN.CO.JP JP2021-0002	登録ドメイン名使用権確認請求⇒紛争処理方針	東京地裁令和5年4月13日判決(請求棄却)
VENOSANSHOP.JP P2021-0003	登録ドメイン名使用権確認請求⇒紛争処理方針	東京地裁令和5年4月28日判決(請求棄却)

★ 「MP3.CO.JP」事件（東京地裁平成14年7月15日判決）※印・黄色網掛けの事件は原告代理人がついていない

東京地裁判決は、「同号（注：不競法2条1項12号（現19号））にいう「不正の利益を得る目的で」とは「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」と解すべきであり、単に、ドメイン名の取得、使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まないものというべきである。また、「他人に損害を加える目的」とは「他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」と解すべきである。例えば、①自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的、②他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的、又は、③当該ドメイン名のウェブサイトに中傷記事や猥褻な情報等を掲載して当該ドメイン名と関連性を推測される企業に損害を加える目的、を有する場合などが想定される。」と述べ、使用差止請求権の不存在を確認した。

# WIPO Overview 3.0、JP-DRP解説の改訂

## ★WIPO Overview 3.0

<https://www.wipo.int/amc/en/domains/search/overview3.0/>

## ★Legal Index of WIPO UDRP Panel Decisions

<https://www.wipo.int/amc/en/domains/search/legalindex/>

## ★WIPO裁定の全文検索

<https://www.wipo.int/amc/en/domains/search/>

## ★JP-DRP解説(2008年)…公表後18年経過し改訂版公表予定。

<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/JP-DRPguide.pdf>

## ★JP-DRP裁定検索システム

### (1)全文検索

### (2)事件の分類(結論・答弁書・4条aの3要件)

### (3)具体的な事情によるタグ付け

<https://jpdrp-db.nic.ad.jp/>



ご清聴ありがとうございました。

本講演やJPドメイン名紛争処理に関するご質問は、日本知的財産仲裁センター事務局または山口までお寄せ下さい。

日本知的財産仲裁センター  
事務局

Tel: 03-3500-3793

Email: [info@ip-adr.gr.jp](mailto:info@ip-adr.gr.jp)

<https://www.ip-adr.gr.jp/service/jpdomain/>

弁護士 山口 裕司 (大野総合法律事務所)

[yamaguchi@oslaw.org](mailto:yamaguchi@oslaw.org)

<https://www.oslaw.org/profile/format/03.html>